

決 裁	事務局長	課長	課長補佐	係長	係
	承認				不承認
審 査	金額	円	決定番号	号	(理由)
	貸付日	・	期間	月	償還額

特別貸付申込書

所属所	〇〇市		組合員住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	
組合員証 記号番号	100	—	8888	組合員種別	長・ <input checked="" type="radio"/> ・消・船
職名	課長		給料月額	416,000 円	
(フリガナ)	キョウサイ タロウ		貸付申込月の正 規の勤務時間(*)	時間	貸付申込月の休業 予定(申請)時間(*)
氏名	共済太郎		男 女	貸付の申込時 における組合員期間	35 年
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		貸付希望月 の月末残高	普通	月末残高 160,954 円 貸付年月 〇〇・〇〇 貸付番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
資格取得 年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日			住宅 在宅介護	月末残高 3,188,225 円 貸付年月 〇〇・〇〇 貸付番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
申込金額 (1万円単位)	※ 200 万円			特別	月末残高 円 貸付年月 貸付番号
申込事由 (該当に○)	医療 <input checked="" type="radio"/> 入学 修学 結婚 葬祭	元希 金望 償還 据有 置無 (結婚・葬祭を除く) 共済組合記入		有・無	物 資
償還方法 (該当に○)	毎月払	賞与併用払	2倍	3倍	修学年限 4 年間 進級学年 1 年在学
貸付希望 年月	令和〇〇年〇〇月28日		貸付を必要とする 者の氏名・続柄 一郎 (続柄 長男)		

申込事由(詳細に) 長男、一郎の大学入学のため。

* 「給料月額」について、令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、「報酬月額」と読み替えて記入してください。
* 「貸付申込月の正規の勤務時間」及び「貸付申込月の休業予定(申請)時間」は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により、条例の規定に基づき給料(または報酬)の一部が減額されている場合に記入してください。

山形縣市町村職員共済組合貸付規則(規程)に基づき貸付けを受けたく申込みいたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申込人氏名 共済太郎 (印)

※ 申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

山形縣市町村職員共済組合理事長 様

所属所長 の証明欄	山形縣市町村職員共済組合貸付規程第8条第5項の規定に基づき、上記の記載事項及び関係書類を確認した結果、上記申込みは事実に相違なく、適正なものであることを認めます。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 山形縣市町村職員共済組合理事長 様 所属所長 〇〇〇長
--------------	--

※ 貸付金は本人指定の業務用口座に送金されます。

借 入 状 況 等 申 告 書

1. 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有 無	銀 行	有 無	そ の 他 公 庫	有 無	労 働 金 庫	有 無
信用金庫	有 無	信用組合	有 無	消費者金融	有 無	信販会社	有 無
地方公共団体による住宅融資等	有 無	互助会	有 無	個人	有 無	そ の 他	有 無

※上記で「有」に○印したのものについて、以下に記入してください。

他 の 金 融 機 関 等 か ら の 借 入 状 況 記 載 欄									
借入先	既 借 入 分					新 規 借 入 分			
	借入日	借入額 (万円)	現在の残高 (円)	毎月の 償還額(円)	ボーナスの 償還額(円)	借入日	借入額 (万円)	毎月の 償還額(円)	ボーナスの 償還額(円)
〇〇銀行	H00.00.00	300	2,789,410	32,427	60,380				
計				(A) 32,427	(F) 60,380			(B)	(G)

共 済 組 合 か ら の 借 入 状 況 記 入 欄									
貸付種類	既 借 入 分					新 規 借 入 分			
	借入日	借入額 (万円)	現在の残高 (円)	毎月の 償還額(円)	ボーナスの 償還額(円)	借入日	借入額 (万円)	毎月の 償還額(円)	ボーナスの 償還額(円)
普通	R00.00.00	50	160,954	8,908	0				
住宅	H00.00.00	500	3,188,225	20,172	0				
入学						R00.00.00	200	11,825	35,475
物資	R00.00.00	250	1,234,567	22,571	90,284				
計				(C) 51,651	(H) 90,284			(D) 11,825	(I) 35,475

毎 月 の 償 還 額 (A) + (B) + (C) + (D) = 95,903 円 (E)

ボ ー ナ ス 償 還 額 (F) + (G) + (H) + (I) = 186,139 円 (J)

2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額 (E)	給料月額 (K)	貸付申込月の正規勤務時間 (X) *	貸付申込月の休業予定時間 (Y) *	割合 [E ÷ K × 100] ※
95,903 円	416,000 円	時間	時間	23 %

*貸付申込月の正規勤務時間(X)及び貸付申込月の休業予定時間(Y)は、部分休業中の場合に記入してください。

※給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

※令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

※部分休業中の場合は、減額後の給料(または報酬)月額(K × (1 - Y/X))に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

3. 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額 {E × 12 + J × 2} (L)	年収額 {K × 12 + K × 4} (M)	割合 [L ÷ M × 100] ※
1,523,114 円	6,656,000 円	22 %

※年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

※部分休業中の場合は、減額後の年収額(M × (1 - Y/X))に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

1. この申告について、所属所長が確認すること。
2. 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
3. この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山形県市町村職員共済組合理事長 様

申込人氏名

共 済 太 郎

(印)

※ 申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

記 入 上 の 注 意

- ① 申込人は、1. ～ 3. の状況についてすべて記載してください。
- ② 1. 「借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。
また、同中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の新規借入分については、今回の共済組合貸付と同一事由により、住宅金融支援機構、銀行等から借入れを行うすべてのものについて記入してください。
- ③ 他の金融機関等から既に借り入れている場合又は新規借入をする場合は、申込日の属する月の弁済額が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。
また、以前に共済組合から貸付けを受けたときに申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。
- ④ 1. 「借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の毎月の償還額については、早見表による金額を記入してください。
- ⑤ 申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、この「借入状況」に記入してください。
この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」として記入してください。
(連帯債務者が3人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の1/2を記入してください。)
- ⑥ 2. 「給料月額に対する毎月の償還額の割合」中、当月の正規勤務時間(X)及び当月の休業予定時間(Y)は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料(または報酬)の一部が減額されている場合に記入してください。
- ⑦ 2. 「給料月額に対する毎月の償還額の割合」について、給料(又は報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(又は報酬)月額)に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
- ⑧ 3. 「年収額に対する年間償還額の割合」について、年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
また、年間償還額は、毎月の償還額の1.2倍にボーナスの償還額の2倍を加えた額としてください。
年収額は、給料(又は報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(または報酬)月額)の1.2倍にボーナスの額(実支給額にかかわらず給料(又は報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(又は報酬)月額)の4倍)を加えた額としてください。
- ⑨ 給料(又は報酬)の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料(または報酬)の一部の支給が停止されているときは、貸付けを行いません。
- ⑩ 給与(若しくは)の差押を受けている間は、貸付けを行いません。
- ⑪ 必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。

貸 付 事 故 の 有 無 に 係 る 確 認 等

他の市町村職員共済組合、都市職員共済組合又は指定都市職員共済組合から貸付けを受けたことがありますか。

- ・はい

借入期間：	年	月	から	年	月	まで
借入組合：	職員共済組合					
- ・いいえ

私は、市町村職員共済組合、都市職員共済組合又は指定都市職員共済組合から借り受けた貸付金について、平成24年4月1日以降（指定都市職員共済組合から借り受けた貸付金については平成26年12月1日以降）の借入期間中に、破産法の規定に基づく破産手続開始決定や民事再生法の規定に基づく小規模個人再生又は給与所得者等再生の手続開始決定を受けた事実はありません。

また、市町村職員共済組合、都市職員共済組合又は指定都市職員共済組合から借り受けた貸付金の退職時（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員であった者については平成24年3月31日以前を除く。）の未償還元利金について、当該組合の指定する償還期日（指定都市職員共済組合が指定する償還期日については、平成26年11月30日以降の償還期日）までに償還しなかった事実はありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申込入氏名

共 済 太 郎

㊞

※ 申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。